

## 境町と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により境町と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に町からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、境町からの要請により、本会の県西支部（支部長 安田康一）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：境町
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成28年9月1日
- 3 協定締結の状況

境町役場において、橋本正裕町長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

境町側 橋本正裕町長、信田好則副町長、増田雅一教育長、忍田博秘書公室長  
佐藤友久総務部長、渡辺理衣子参事兼総務課長、野村静喜参事兼防災安全課長  
長野正明秘書課長、倉持雅章防災安全課課長補佐

本会側 國井豊会長、飯塚富雄副会長、  
安田康一県西支部長 新井毅県西支部副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、境町の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②境町への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために境町が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県西支部を経由して行う。



平成28年9月4日(日) 茨城新聞

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（16市町村）  
北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）  
神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）  
笠間市（H28年2月）



橋本町長と

災害時における支援助力に関する協定書

櫻町（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援助力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、櫻町で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に櫻町災害対策本部を設置し、かつ、櫻町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の趣、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整を努めるものとする。

4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の黒西支部を經由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の賠償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が賠償責任を負う。甲は責任を負わない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定期満了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 茨城県黒部郡境町391番地1

境町長 楊守心 啓

乙 茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県行政書士会

会 長 岡井 豊